

いつもお世話になりありがとうございます！

令和5年1月から配置技術者の配置要件が緩和されます！

(担当：片岡)

令和5年1月から建設業法施行令が改正され、配置技術者（監理技術者と主任技術者）の配置に関する金額的な要件が緩和されます。 ※（）内は建築一式工事の場合

①主任技術者・監理技術者の専任配置が必要な請負代金の額

現行：3,500万円以上（7,000万円以上） ⇒ 改正後：4,000万円以上（8,000万円以上）

②監理技術者の配置の必要な下請代金の額

現行：4,000万円以上（6,000万円以上） ⇒ 改正後：4,500万円以上（7,000万円以上）

③下請業者の主任技術者配置が不要となる下請代金の額

現行：3,500万円以上 ⇒ 改正後：4,000万円以上

※下請業者の主任技術者配置が不要となるのは、特定専門工事（鉄筋工事及び型枠工事）に限ります。

また、「特定建設業許可」や「施工体制台帳の作成」が必要な下請代金の額についても金額の改正が行われています。詳しくは国土交通省のHPをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

～スタッフの日常～（担当：松裏）



先日、土岐へ出かけました。イオンとアウトレットが車で3分ほどの距離なので十分買い物を楽しめます。そして（おそらく？）人生初のBLUE SEALのアイス、数年ぶりの岐阜タンメンと、買い物・遊び・食べ物と久しぶりに充実した日を過ごしました。ただ、また最近、コロナの感染も増えつつあるので十分気を付けながらリフレッシュしたいものです。

★今月のお知らせ★★

～令和4年度上期 建設業経理士検定試験の合格発表～

令和4年9月11日に実施されました令和4年度上期 建設業経理士検定試験（1・2級）の合格発表が、令和4年11月11日に行われました。合格された皆様、おめでとうございます。次回の試験は、令和5年3月12日で、申込期間は令和4年11月15日～令和4年12月15日です。
下期 建設業経理検定試験 - 建設業経理検定試験 (keiri-kentei.jp)
なお、経営事項審査においてこれまでは1・2級に合格すれば加点対象でしたが、令和3年4月1日に改正され、加点対象となるためには合格後、登録講習の受講が必要となりました。（令和5年3月31日までは、経過措置が取られています。）
合格された方は、登録講習会を受講いただくことをお勧めいたします。



行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ 「好きなパンの種類」



★大野 裕次郎★
「ヤマザキのマロン & マロン！」
見つけたら買ってしまいます。

★寺嶋 紫乃★
「ベーグルです。」

★松裏 浩子★
「ハード系のパン」
特にクランベリーが入っているのが好きです！

★片岡 詩織★
「メロンパンです！」

★山本 一樹★
「アンパンです！」

★山田 純里★
「カレーパンです」
カリカリのパンが特に好きです！



行政書士法人名南経営 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>
【名古屋】〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F
TEL:052-589-2362 FAX:052-589-2367
【東京】〒108-0074 東京都港区高輪2丁目13-1 高輪2131ビル25号室
TEL:03-3444-0355